

烏丸通(丸太町通～御池通間)に



自転車通行空間が出来ました

整備前



烏丸通・緑の道路環境整備事業の一環として、烏丸通(丸太町通～御池通間)において、歩行者と自転車利用者が共に安全で安心できる道路空間を確保するため、余裕のある路肩をベンガラ色に着色し、自転車の通行位置を明示することにより自転車通行空間を創出しました。

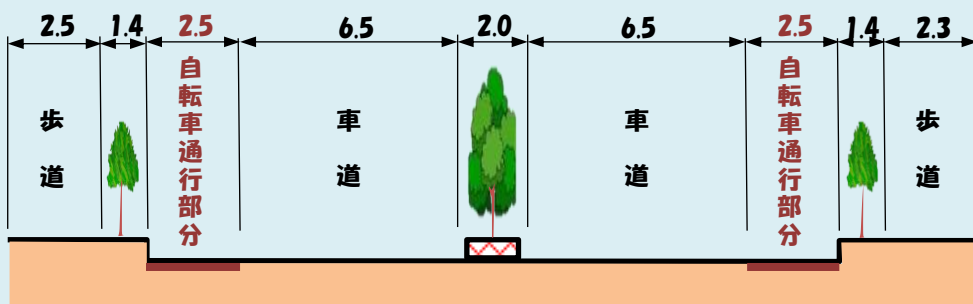
自転車は原則、道路の左側(自転車通行部分)を自動車と同じ方向に通行してくださいね。ただし、歩道も徐行して走れます。

バスが停車しますし、荷卸し等の車も停車しますので、気を付けて通行してくださいね。

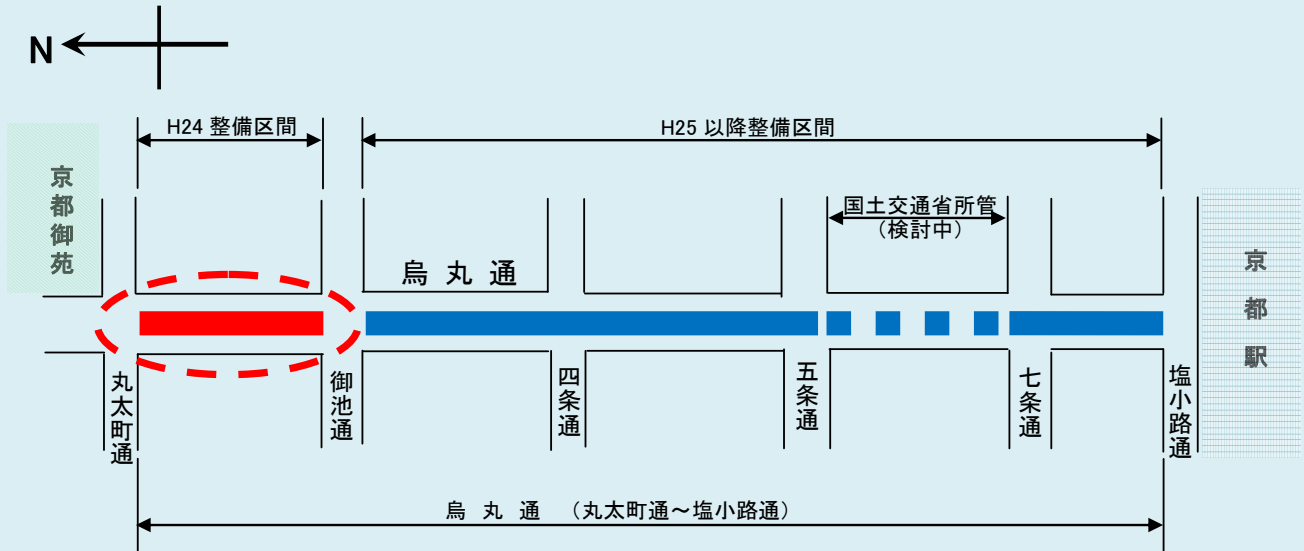
整備後



標準断面図



自転車通行環境の整備予定



「自転車安全利用五則」を守りましょう。

①【自転車は、車道が原則】

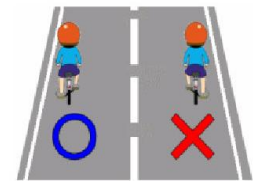


道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

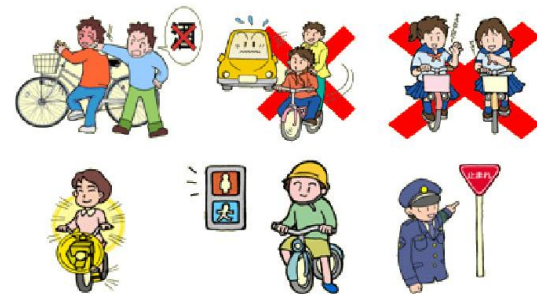
④【安全ルールを守る】

- 飲酒運転は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 二人乗りは禁止
- 信号は守る
- 並進は禁止
- 交差点での一時停止と安全確認

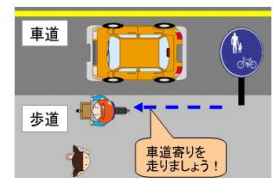
②【車道は左側を通行】



自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。



③【歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行】



歩道では、すぐ停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

⑤【子どもはヘルメットを着用】



児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせるようにしましょう。

※また、運転中の携帯電話や傘差し運転は危険です。やめましょう。

お問い合わせ先：京都市建設局道路建設部道路環境整備課
電話(075) 222-3570

